第五条第二項中「海技士（航海）」に係る海技免許にあつては」の下に「漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（第十八条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条の三第三項において「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに」を加える。

第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十三条第一項」に改め、同項第三号中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」に改める。

第十七条の四中「第十七条の二第一項に規定する要件及び」を削る。

第十八条第一項中「その船舶」の下に「（小型船舶を除く。以下この章（第四項第一号及び第二十二条の五第一項第二号ニを除く。）において同じ。）」を、「以下」の下に「この節において」を加え、同条第二項中「国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4　船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

一　特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。

二　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものを習得させるための講習（以下「漁ろう操船講習」という。）であつて第二十二条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第二十三条及び第三十条において「登録漁ろう操船講習機関」という。）（第二十三条において準用する第十七条の十四の規定により国土交通大臣が漁ろう操船講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うものの課程を修了した旨の証明書（その乗組みの日前五年以内に交付されたものに限る。）を受有していること。

ロ　その乗組みの日前五年以内に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの国土交通省令で定める知識及び能力を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。

第二十一条第二項中「第十八条第二項の国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第十八条第四項各号に掲げる要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならない。

第二十三条の見出し中「締約国の資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第一項中「「条約」を「この項及び第二十九条の三第一項において「船員条約」に、「条約に」を「船員条約に」に、「以下「締約国資格証明書」を「次項及び第四項において「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第二項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に、「以下」を「次項及び第五項において」に改め、同条第四項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第七項の表第七条の項中「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改め、同表第十一条第一項の項及び第十一条第二項の項を削り、同表第二十五条（見出しを含む。）の項中「締約国資格証明書」を「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」に改め、同条を第二十二条の二とし、第二章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第二十二条の三　千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下この項、第二十二条の五第一項第一号ロ(3)及び第二十九条の三第一項において「漁船員条約」という。）の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2　前条第二項から第七項までの規定は、前項の承認及びその承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項中「船員条約締約国資格証明書を」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書を」と、「船員条約締約国資格証明書で」とあるのは「資格証明書で」と、同条第四項中「船員条約締約国資格証明書」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書」と、同条第七項の表中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」とあるのは「第二十二条の三第一項に規定する資格証明書」と読み替えるものとする。

3　第十八条第四項及び第二十一条第四項の規定は、第一項の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は同項の承認を受けた者が特定漁船に乗り組む場合には、適用しない。

第二章に次の一節を加える。

第四節　登録漁ろう操船講習機関

（登録漁ろう操船講習機関の登録）

第二十二条の四　漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第二十二条の五　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　漁ろう操船講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ　講義室を備えていること。

ロ　次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

(1)　船舶の航行の安全に影響を及ぼす漁ろう設備に関すること。

(2)　漁ろうに従事しつつ行う船舶の操船に関すること。

(3)　漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する最新の法令及び漁船員条約に関すること。

二　漁ろう操船講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　過去二年間に漁ろう操船講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三条において「漁ろう操船講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　五級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格に係る海技免許を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

ニ　第十八条第四項第一号に掲げる要件に該当する者又は国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有する者であること。

ホ　漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を受有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十三条において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの